

令和6年度 第2回神戸市市民福祉調査委員会成年後見専門分科会 議事要旨

◇ 日 時 令和7年3月14日（金） 14時00分～15時00分

◇ 場 所 こうべ市民福祉交流センター3階 301教室

◇ 報 告 （1）神戸市における成年後見制度等の利用状況
（2）市民後見人候補者の養成

◇ 協議事項 任意後見制度の利用促進

◇ 主な意見

1. 分科会長等の互選

分科会長に種谷委員、副分科会長に植戸委員を選任。

2. 報告（1）神戸市における成年後見制度等の利用状況

○三士会では、以前から後見開始後の「送付先変更窓口一元化」を強く要望しているが、進捗はどうなっているか見通しも含めて教えてほしい。兵庫県内でも一元化に取り組んでいるところも増えている中、先駆的に動いてほしい神戸市が未だ取り組んでいない。

●神戸市全体で行政手続のスマート化、スマート区役所の推進に取り組んでいるところである。来年度も本市のデジタル戦略部及び区役所課がe-KOBEを利用した「神戸市スマート申請システム」の取扱い手続きの拡充、「書かない窓口」等の検討を進めていく予定だ。成年後見人等が行う送付先変更の「窓口一元化」についても、これらの整備と並行して進めるように今後も担当課と調整していく。

3. 報告（2）市民後見人候補者の養成

なし

4. 協議事項 任意後見制度の利用促進

○私が相談を受けた案件は本人にあまり資産がない方だった。任意後見制度を利用するためには、任意後見人だけでなく、監督人が選任されれば監督人への報酬も発生するため、そのような報酬を払ってしまうと本人が生活できなくなってしまう状態だった。

任意後見制度を推進するのであれば、この制度の対象が資産を持っている方なのか、身

寄りのない一般の年金生活者も含めているのかを考えていく必要がある。また、行政がどの程度の費用がかかる制度なのかをアナウンスしていく必要があると思う。

○任意後見制度の利用を考えている方でも、「自分の判断能力がなくなったときのために任意後見契約を結んでおきたい」という意識がある方よりは、死後事務・入院時の財産管理・遺言のことを考えていくときに任意後見が付いてきたという方が多い印象がある。また、任意後見契約を複数件行った経験上、認知症になったことを心配してたくさん相談に来られる方ほど判断能力が十分ある状態が長く、全くそのような心配していない方が短期間で判断能力が衰え、すぐに法定後見になってしまう傾向があるように思う。そのため、任意後見の発効事案は限られてくるのだと思う。

○任意後見制度に関する課題としては、任意後見契約後に業務を追加することが難しいため、「フルスペック型の任意後見になりやすい」点が挙げられる。そうすると任意後見人、監督人の業務的負担は増え、報酬も高額になる。これは発効を遅らせる原因にもなる。ライトな任意後見、本人の希望に沿った後見業務の追加の仕組みを考えていけたら良いのかもしれない。

○終活の問題にも大きく関わるが、任意後見契約を締結していれば「死亡届」を提出できるという部分を見ると、行政の立場からも任意後見は必要な制度だと思う。

○兵庫県社会福祉士会でも、任意後見契約を結んでいる会員は増えている。会として契約している会員を支援する取り組みを始めてはいるものの、定期的な状況の確認等はまだできていない状態である。

利用促進の観点からいうと、任意後見の相談は増えているが、金銭面で諦める方も多い。その場合は、任意後見以外のサービスで対応できないのか検討することになる。

○行政・中核機関には次のことを求める。

①任意後見制度の啓発

以前行われた法務省の任意後見に関するアンケート調査では、任意後見を発効させない理由の4～6%が「そもそも後見監督人を選任する必要があることを知らなかった」という結果だった。おそらく、財産管理だけを行い、判断能力が衰えても発効させないままになってしまっているのだと思われる。制度内容・行うべき手続きの周知は行政にしっかりと行ってもらいたい。

②監督人への成年後見制度利用支援事業

法定後見監督、任意後見管理問わず、監督人も成年後見制度利用支援事業が利用でき

れば、低廉な財産の方でも任意後見制度を利用することができるようになる。尾張東部の地域ではすでに監督人も成年後見制度利用支援事業の対象となっているため、ぜひ検討してほしい。

③見守り段階からの行政との関わり

任意後見契約を結ぶ人は得てして孤立している。任意後見契約締結後に見守りを行うことは信頼関係の構築や意思決定支援のために非常に重要だ。この見守りの段階で、任意後見人が地域と連携するためにどこを話せばいいのかを行政・中核機関にはぜひ整理・取りまとめをしていただきたい。

○任意後見の話ではないが、病院からいつも求められるのは「病院代の支払い」と「遺体の引取り」である。ここをクリアできれば必ずしも後見制度を利用しなくても構わないと思う。遺体の引取りについては、市が葬儀業者と本人を繋ぐ等の取り組みをしているところもある。

●任意後見制度はかかる費用が高額である点が悩ましいと考えている。それを市がどのように啓発するべきなのか、また、資産がない方は任意後見を利用できない状態のままで放っておかれたままで良いのかが問われている。

監督人を成年後見制度利用支援事業の対象とする意見についても、それができれば、もちろん資産がない方に対する課題の解決、利用促進に繋がると思う。その一方で、すでに法定後見の利用支援事業の予算も非常に逼迫している状態であるため、裏付け等がなければ予算化は難しい。

しかし、啓発の部分では、行政が進めていける余地があると感じている。監督人を付けなければいけないことを知らない方がいる等の状況は、行政が制度内容等をしっかりと広報をしていくべきところだ。特に、今後、終活相談窓口等での相談や各区・社協へアウトリーチを行う際については、その部分を広報していくことができるだろう。

●孤立化の問題は、現場の皆様が大変苦勞しているところであると思う。私どもも同じ課題認識を持っている。中核機関の相談窓口利用も解決方法の1つだが、より専門職や現場の皆様と上手く連携していくためにどうしていくべきかを今後、神戸市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会でも話し合っていきたい。

●本人の希望に沿った任意後見契約内容の追加、更新の仕組み、あるいはライト型の任意後見については、専門職の皆様の中で「このような仕組みがあれば良いのでは」という部分があれば、ぜひ今後ともご意見を賜りたい。